

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成22年10月1日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	谷 沢 千賀子
同	大 松 桂 右

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成22年8月31日付け八経産第55号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

定期監査の結果に対する措置の内容  
 経済環境部産業政策課  
 [文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 融資関係事務について                      (1) 八尾市小規模企業融資申込書において、融資の取扱いをしていない金融機関を提携先金融機関とする申込書を受付しているものが見受けられた。大阪府中小企業信用保証協会によって保証が決定し融資が実行されることになった場合、融資の運用に支障をきたすことも考えられるため、適正な事務処理に努めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 22 年 2 月 1 日)                      今後は、記載事項全般について、受付時の確認に加え、別の者が再度誤りがないかチェックをすることにより、適正な事務処理を行えるようにしました。</p>
<p>(2) 八尾市小規模企業緊急小口事業資金の融資（本融資制度は平成19年9月末で廃止）に伴う損失補償額は、平成21年3月末現在で31件、26,195千円となっている。そのうち、未償還額は23,030千円となっており、催告状の送付など回収に向けた努力はされているものの、中には相当長期間の償還滞納者も見受けられた。回収不能と判断される債権については、債権管理課と協議の上、処分の方法等を検討するなど、適正な債権の回収と管理に努めること。</p>	<p>措置状況   3. 検討中                      債権管理課と協議を行った結果、債権管理条例(仮称)の制定(今年度中に市議会定例会提出予定)を待って、個別の処分方法等について検討を行うこととしました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

経済環境部産業政策課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>2 契約事務について</p> <p>(1) 消費生活に関する委託契約において、業務の内容や委託金額の積算根拠が不明瞭なものが見受けられた。業務内容とそれに必要となる委託料との関係は妥当性などを判断する上で必要なことであり、今後は業務の明確化に努めるなど適切に事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成 21 年 10 月 30 日）</p> <p>平成 21 年度より生活意識アンケート調査など消費生活に関する委託契約を行う場合は、事前に積算根拠を明確にした見積書を徴収するように改善しました。委託金額については、その見積額が妥当なもの判断したうえで、委託契約締結しております。また委託内容についても十分に精査し、効果的・効率的な委託事業を推進するよう心掛けております。</p> <p>なお、平成 20 年度に当課で委託契約を締結していた事業の一部は、平成 21 年度から指定管理者の業務として規定され、予算についても生涯学習スポーツ課に編入されております。</p>
<p>(2) 就労困難者等雇用・失業状況調査及び勤労市民意識調査の委託業務について、業務仕様書の内容や契約金額の積算根拠が不十分であり、仕様書による成果物（書面による報告書）が提出されていないなどの不備が見受けられたので、適正な契約事務及び委託業務の指示を行うこと。また、両委託業務は労働関係団体に委託しているものであるが、調査結果を見ると委託先の一者について調査対象者に本市各労働組合（員）等公務員の占める割合が高いものとなっていた。本調査の目的や今後の施策展開の基礎資料とする等の趣旨を踏まえるならば、より広い範囲からの勤労者等の意識調査とすべきであり、対象者比率について見直すよう指示すること。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>平成 22 年度の就労困難者等雇用・失業状況調査及び勤労市民意識調査について定期監査の結果を踏まえ、不備を指摘された箇所について、それぞれ指摘事項を留意の上、成果物が提出されるよう委託先へ改善を指示する予定です。</p> <p>特に今回の指摘事項である、調査の対象の拡大については、改めて調査の趣旨に沿うよう委託時に指示を行う予定です。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容  
 経済環境部産業政策課  
 〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
(3) 業務委託契約に係る伺書において、随意契約の適用条項が適正でないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況	1. 措置済(平成22年4月1日)
		業務委託契約について適用条項が適正に沿うよう、契約内容について確認のうえ、手続き処理を行いました。
3 経費の支出方法について 本市が後援している事業において、事業経費の一部を市で支出しているものが見受けられた。支出する必要があるのであれば、支出が助成金との誤解を招くことのないよう、起案・決裁等において経費の一部を支出する必要性・理由などを明確にした上で処理すること。	措置状況	1. 措置済(平成22年4月1日)
		後援事業の一部は、市民啓発など本来市の責任において行うべきものがあるため、そのような事業については共催事業として実施しました。
4 支出事務について 支出負担行為書等において、決裁の過剰や不足、合議漏れが見受けられたので、八尾市事務処理規程に基づき適正に処理すること。	措置状況	1. 措置済(平成22年2月1日)
		決裁過剰や不足等については、修正を行いました。また、八尾市事務処理規程を再確認し、決裁区分等の間違いがないよう周知を行いました。
5 文書事務について 伺書において、平成20年度起案としているものの起案日及び起案番号は前年度処理となっているなど不適切なものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況	1. 措置済(平成22年4月1日)
		平成21年度より、現年度処理すべきものは、現年度処理するように改善しました。
6 備品について 備品台帳より27点を抽出し現品と照合したところ、物品の廃棄手続が行われていないものが見受けられたので適正な管理に努めること。	措置状況	1. 措置済(平成22年4月1日)
		指摘のあった物品について、廃棄手続を行いました。

定期監査の結果に対する措置の内容

経済環境部環境保全課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 契約事務について 各種委託業務の契約締結に係る伺書において、随意契約の適用条項の記載漏れや予算額の記載漏れ、また請書及び契約書の消費税額の記述で地方消費税額の記載漏れ等が見受けられたので、適正な事務処理に努めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成 22 年 2 月 8 日) 事務処理において、随意契約の適用条項の記載漏れや予算額の記載漏れ等が無いように課内全員に周知しました。 また、記載漏れが無いようにチェックを強化し、適正な事務処理に努めるよう指示をしました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容  
経済環境部資源循環課  
〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
1 契約事務について 業務委託に係る契約書において、貼付されている収入印紙の金額が不足しているものが見受けられたので、適正な事務処理に努めること。	措置状況   1. 措置済（平成 22 年 2 月 24 日） 指摘事項の 2 件については、受託者に説明した上で、適切な対応を求め、完了いたしました。 なお、今後は同様の事案が生じないように、より適正な事務処理に努めてまいります。

定期監査の結果に対する措置の内容

経済環境部環境事業課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 清掃庁舎の各種業務委託契約において、業務仕様書に契約期間外となる年末・年始の休業日が記載されているものが見受けられたので、適正な業務仕様書に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 22 年 2 月 8 日)</p> <p>適正な業務仕様書にて委託契約の処理ができるよう、課内職員に周知徹底しました。</p>
<p>(2) 委託契約書における対価の支払いの時期が適正でないものが見受けられたので、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 22 年 2 月 8 日)</p> <p>来年度以降の委託契約を締結する際に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき適正な事務処理が行えるよう、課内職員に周知徹底しました。</p>
<p>2 備品について</p> <p>備品台帳より 23 点を抽出し現品と照合を行ったところ、備品シールの貼付が無いものが 7 点、現品が特定できず台帳との照合が出来ないものが 5 点、また車両等の買い替えによる台帳の廃棄手続きが未処理のものが 3 点となっており、全体として備品の管理が不適切な状況であった。早急に備品台帳の整備を図るとともに現品との照合確認を行い、適正に備品を管理すること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 22 年 7 月 28 日)</p> <p>備品シールの貼付の無い 7 点については、新しくシールを貼付し、現品の特定ができない 5 点については、いずれも廃棄済であったため、廃棄手続きが未処理であった車両 3 点と共に廃棄の手続きを行いました。</p> <p>また、備品台帳の整備を図るため現品との照合確認を行い、今後は適正な備品管理に努めるよう、課内職員に周知徹底しました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容  
 経済環境部環境施設課  
 [文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 契約事務について (1) 伺書において、随意契約の適用条項を誤っているものや適切でないものが見受けられたので、適正に処理すること。	措置状況	1. 措置済 (平成 22 年 4 月 1 日)
(2) 随意契約によって業務委託契約を締結する際に、複数の者からの見積書を徴していないものや見積書を契約締結後に徴しているものが見受けられたので、八尾市財務規則の規定に則り適正に処理すること。	措置状況	2. 措置予定
(3) 業務委託契約書において、委託料の支払いについての条項に関係法令に照らして適切ではない内容が含まれているもの等が見受けられたので、適切な契約条項となるよう改めること。	措置状況	2. 措置予定
		業務委託契約書の支払いにかかる条項についてチェック機能強化の体制を整え、関係法令に照らして適切ではないものについては、速やかに改めるようにいたします。



定期監査の結果に対する措置の内容  
 経済環境部環境施設課  
 [文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>2 し尿汲取手数料に係る事務について</p> <p>財団法人八尾市清協公社に徴収業務を委託しているし尿汲取手数料については、前回の定期監査(平成16年1月～4月実施)において、規則の整備を含め事務の改善について、種々指摘((1)から(5)まで)をしたが、清協公社との連携不足等から指摘事項の事務改善が進んでいない。</p> <p>全面的な徴収事務の委託を行ってきた過去の経過はあるものの、市の歳入としてのし尿汲取手数料のあり方を明確化し、清協公社に対する連携、調整の強化等市側の主体的な指導性を発揮し、早急に適正な事務処理に改めるとともに、委託料の積算についても精査、検証すること。</p> <p>(1) し尿汲取及び手数料徴収業務委託契約書において、個人情報の取扱いに関する条項が規定されていないので、個人情報保護条例等の関係規定に基づき必要な条項を明記すること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成22年1月29日)</p> <p>し尿汲取及び手数料徴収業務委託契約書において、個人情報の取扱いに関する条項を加えた形での契約となるよう変更契約を締結しました。また、平成22年度のし尿汲取及び手数料徴収業務委託契約書においては、当初より個人情報の取扱いに関する内容を含んでおります。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容  
 経済環境部環境施設課  
 [文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告								
<p>(2) 八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則では、2ヵ月一括徴収と規定されているが、納付期限及び還付については規定されていないので規定内容の整備を図ること。</p> <p>また、市役所窓口以外でのし尿汲取手数料の過誤納還付事務は、清協公社の資金による立て替えで対象者に還付し四半期毎に市に請求されているが、還付については八尾市財務規則に基づき、支出事務の委託による事務処理として清協公社へ還付資金を交付した上で還付事務を行うこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 300 711 340">措置状況</td> <td data-bbox="711 300 1436 340">2. 措置予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 340 1436 730"> <p>納付期限に関する規定の整備に当たっては、まず現状における清協公社の徴収実態を把握する中で、見直すべき点の有無等適切な納期限設定について現在清協公社と協議・検討中でありますので、協議が整い次第できるだけ早期に関係規定を整備いたします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 730 711 770">措置状況</td> <td data-bbox="711 730 1436 770">1. 措置済(平成22年4月1日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 770 1436 1144"> <p>し尿汲取手数料の過誤納還付事務については、平成22年度より支出事務の委託による事務処理として、清協公社へ還付資金を資金前渡により交付した上で、清協公社において還付事務を行い、四半期ごとに精算を行うことで適切に事務処理を行っております。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	2. 措置予定	<p>納付期限に関する規定の整備に当たっては、まず現状における清協公社の徴収実態を把握する中で、見直すべき点の有無等適切な納期限設定について現在清協公社と協議・検討中でありますので、協議が整い次第できるだけ早期に関係規定を整備いたします。</p>		措置状況	1. 措置済(平成22年4月1日)	<p>し尿汲取手数料の過誤納還付事務については、平成22年度より支出事務の委託による事務処理として、清協公社へ還付資金を資金前渡により交付した上で、清協公社において還付事務を行い、四半期ごとに精算を行うことで適切に事務処理を行っております。</p>	
措置状況	2. 措置予定								
<p>納付期限に関する規定の整備に当たっては、まず現状における清協公社の徴収実態を把握する中で、見直すべき点の有無等適切な納期限設定について現在清協公社と協議・検討中でありますので、協議が整い次第できるだけ早期に関係規定を整備いたします。</p>									
措置状況	1. 措置済(平成22年4月1日)								
<p>し尿汲取手数料の過誤納還付事務については、平成22年度より支出事務の委託による事務処理として、清協公社へ還付資金を資金前渡により交付した上で、清協公社において還付事務を行い、四半期ごとに精算を行うことで適切に事務処理を行っております。</p>									
<p>(3) し尿汲取手数料の徴収に当たり、業務委託している清協公社において対象者の意向等により、翌年度分も併せて収納しているものが見受けられるが、現行の規定上適切な徴収ではないので、前納等の取扱いについて規則整備を図ること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1144 711 1184">措置状況</td> <td data-bbox="711 1144 1436 1184">1. 措置済(平成22年4月1日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 1184 1436 1570"> <p>手数料等は、原則として役務の提供を行った都度徴収すべきものと考えられており、長期にわたる将来の役務提供に係る対価を徴収することは適切でないことから、翌年度分を徴収する取扱いを廃止いたしました。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済(平成22年4月1日)	<p>手数料等は、原則として役務の提供を行った都度徴収すべきものと考えられており、長期にわたる将来の役務提供に係る対価を徴収することは適切でないことから、翌年度分を徴収する取扱いを廃止いたしました。</p>					
措置状況	1. 措置済(平成22年4月1日)								
<p>手数料等は、原則として役務の提供を行った都度徴収すべきものと考えられており、長期にわたる将来の役務提供に係る対価を徴収することは適切でないことから、翌年度分を徴収する取扱いを廃止いたしました。</p>									
<p>(4) し尿汲取手数料の収入済額と徴収業務委託に係る決算資料説明書等関連資料の整合が図られていない。業務完了に伴う精算報告時だけでなく、毎月の調定額及び収入額の把握・確認を行うとともに、清協公社に対し関係帳票の整備・管理の指導を図ること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 1570 711 1610">措置状況</td> <td data-bbox="711 1570 1436 1610">3. 検討中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 1610 1436 2027"> <p>し尿汲取手数料の取扱いにつきましては、清協公社のし尿汲取手数料徴収管理システムと市の諸規定との整合性を図るため、協議調整を行っており、清協公社の集金体制の再構築を含めて、改善に向けて清協公社と協議を進めてまいります。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	3. 検討中	<p>し尿汲取手数料の取扱いにつきましては、清協公社のし尿汲取手数料徴収管理システムと市の諸規定との整合性を図るため、協議調整を行っており、清協公社の集金体制の再構築を含めて、改善に向けて清協公社と協議を進めてまいります。</p>					
措置状況	3. 検討中								
<p>し尿汲取手数料の取扱いにつきましては、清協公社のし尿汲取手数料徴収管理システムと市の諸規定との整合性を図るため、協議調整を行っており、清協公社の集金体制の再構築を含めて、改善に向けて清協公社と協議を進めてまいります。</p>									

定期監査の結果に対する措置の内容

経済環境部環境施設課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>(5) し尿汲取手数料の歳入決算において、滞納繰越及び不納欠損処理がされていないので、毎年度収入未済額については繰越手続を行い、督促及び不納欠損処分等についても適切に事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況   2. 措置予定</p> <p>清協公社の手数料徴収管理システムについて、出納整理期間中のデータ及び滞納繰越データの管理について、現在適切に事務処理を行うことができるようにシステム変更の協議を行っているところであり、協議が整い次第必要な経費について予算措置を行い、改善に努めてまいります。</p>
<p>(6) し尿汲取及び手数料徴収業務に係る委託料の積算上、清協公社職員の互助組織への拠出金等の経費を含めているが、八尾市においては、近年、制度的に大幅な見直しが見直しが実施されており、委託料の積算について精査、検証を行うとともに、清協公社に対する制度改正の指導を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 22 年 4 月 1 日)</p> <p>清協公社互助組織への拠出金については、互助組織の事業内容を平成 21 年 12 月末日限りで大幅に見直し、基本的に中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業に一元化することで、費用を大幅に減額いたしました。また、会費についても平成 22 年度より中小企業勤労者福祉サービスセンターへの会費のみとし、負担割合も労使折半としました。</p>
<p>3 会計事務について 財務会計帳票において、八尾市事務処理規程に規定する専決事項の区分に応じた専決者の決裁を得ていないもの等が見受けられたので適正に処理すること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 22 年 4 月 1 日)</p> <p>財務会計帳票については、決裁漏れや決裁ミスを防ぐために複数の職員を介することでチェック機能を強化する体制を構築しました。今後も適正な事務処理に努めていきます。</p>
<p>4 備品について 備品台帳等より36点を抽出し現品と照合したところ、廃棄手続が行われていないもの、備品シールの貼付されていないものや一部の施設に係る備品台帳が見当たらないもの等が見受けられたので、適切に整備すること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 22 年 7 月 22 日)</p> <p>廃棄手続が行われていなかったもの、備品シールの貼付がされていなかったものについて適切に処理を行いました。また、備品台帳が見当たらなかった衛生処理場分についても台帳を確認し、環境施設課内で保管しています。 今後、備品の管理は適切に行います。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

各課共通事務

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>文書事務について</p> <p>(1) 伺書において、決裁日、施行日、廃棄年月等の欄に記載のないもの、文書主任等の押印がないもの、添付書類に日付の記入がないもの等が見受けられたので適正に処理すること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 22 年 4 月 1 日)</p> <p>伺書の決裁日、施行日、廃棄年月等の欄の記載、文書主任等の押印、添付書類に日付の記入等について、漏れがないよう課内職員に周知徹底いたしました。今後も適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>(産業政策課、資源循環課、環境事業課、環境施設課)</p>
<p>(2) 文書の收受に際して、收受印の押印処理がなされていないもの、文書処理簿において受発先等の必要な事項の記載がないもの等が見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づく適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 22 年 4 月 1 日)</p> <p>文書の收受印の押印処理、文書処理簿の受発先等の必要な事項の記載等について、漏れがないよう課内職員に周知徹底いたしました。今後も適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>(産業政策課、環境施設課)</p>